

JAF公認準国内競技格式（2024-1703）

2024年JAF関東ダートトライアル選手権第2戦 JMRC関東ダートトライアルシリーズ

D V I L トライアル2024in千葉 特別規則書

開催日：2024年5月12日(日)

開催場所：オートランド千葉第一コース

主催：デビルスポーツチーム

協力：JMRC関東ダートトライアル部会
千葉県ダートトライアル部会

公示

本競技会は一般社団法人日本自動車連盟（JAF）公認のもとに国際自動車連盟（FIA）の国際モータースポーツ競技規則に準拠したJAF国内競技規則及び同付則、ならびにスピード競技開催規定及び本競技会特別規則書により準国内格式およびクローズド格式で開催される。

***** ご協賛各社ご芳名 *****
横浜ゴム株式会社 様
住友ゴム工業株式会社 様
株式会社エクセディ（EXEDY） 様
三和化成工業株式会社(Verity) 様
タイヤショップSRP 様
ローレル歯科医院 様
MotorSports & ダイビングshop Kiaora 様

1. 大会名称 2024年JAF関東ダートトライアル選手権第2戦

JMRC関東ダートトライアルシリーズ

DVILトライアル2024in千葉

第2条 競技種目 スピード行事ダートトライアル

第3条 競技格式 JAF公認 準国内競技格式

第4条 開催日 2024年5月12日(日)

第5条 開催場所 オートランド千葉第一コース

第6条 オーガナイザー デビルスポーツ チーム (DEVIL)

千葉県千葉市中央区長洲1-14-1-506 代表者 湯本 敬

第7条 大会組織委員会 組織委員長 湯本 敬 組織委員 櫻井 章博 高橋 淳 飯田 太郎

第8条 大会審査委員会 審査委員長 石井 博(SNOW-BIRD) 審査委員 石原 直隆

第9条 競技会役員 競技長 湯本 敬 副競技長 櫻井 章博 コース委員長 飯田 太郎

技術委員長 櫻井 章博 計時委員長 木原 孝仁 救急委員長 飯田 太郎

事務局長 高橋 淳

第10条 参加申込先・参加受付期間・参加申込方法

2024年4月16日(水)～5月7日(火)必着

1) JMRC関東共通申込書に必要事項を記入の上、参加料を添え、参加申込先に指定期日以内に**現金書留**にて郵送。

〒264-0021 千葉県千葉市若葉区若松町361-316 高橋 淳方DEVIL事務局

TEL 090-3139-9980 (湯本) e-mail : divekiaora@gmail.com

2) 下記の**専用申込フォーム**より申し込み後、**参加費**を参加申込先に指定期日以内に**振込**または、**現金書留**にて郵送。

専用申込フォームURL : <https://forms.office.com/r/MLA33GQt50>



振込先 : 千葉銀行長洲支店 普通 : 3339598 Kiaora 湯本 敬

郵送先 : 〒264-0021 千葉県千葉市若葉区若松町361-316 高橋 淳方DEVIL事務局

JAF公認部門 1エントリー (1名) 20,000円

チャレンジ部門 1エントリー (1名) 8,000円

参加受付期間中の参加取消は事務手数料2,000円を差引いて返却される。参加受理以後の参加料の返還は一切行わない。**参加受理書の発行は行わない。**

第12条 参加車両 本競技に参加できる車両は2024年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定に従った車両とする。

第13条 参加クラスおよびクラス適合車両の区分

【JAF公認部門】

N-1500 & PN-1 気筒容積1500 cc以下の2輪駆動のN車両で排ガス規制平成12年規制以降の適合車両 及び 気筒容積1600 cc以下の2輪駆動のPN車両 及び すべてのA E 車両

N-1 & PN-2 2輪駆動のN車両 及び 気筒容積1600 cc以下の4輪駆動のN車両 及び

気筒容積1600 ccを超える2輪駆動で前輪駆動のPN車両

PN-3 気筒容積1600 ccを超える2輪駆動で後輪駆動のPN車両

N-2 気筒容積1600 ccを超える4輪駆動のN車両

S-1 2輪駆動のSA車両、SAX車両、B車両 及び SC車両

S-2 4輪駆動のSA車両、SAX車両、B車両 及び SC車両

D 排気量及び駆動方式による区分無しD車両

* 過給装置付きエンジンの排気量は全クラス元の排気量の1.7倍換算とする。

* SC車両・SA車両・SAX車両・B車両およびD車両はエギゾーストマニホールド、パイプ、マフラーついて自由であるが **触媒装置** を装着しなければならない。

【チャレンジ部門】 * 過去全日本、地方選手権に参加実績のない選手

CHA1 気筒容積制限無しの2輪駆動の車両

CHA2 気筒容積制限無しの4輪駆動の車両

第14条 参加資格

1) 公安委員会発給の有効な自動車運転免許の所持者である事。

2) JAF公認部門参加者はJAF発給の2024年度有効の競技運転者許可証を所持している事。

3) チャレンジ部門はJAF競技運転者許可証の所持を強く推奨する。

第15条 参加制限

1) 参加受付台数は100台までとする。

2) 同一選手は1クラスのみ参加が許される。

3) 同一車両による重複参加は2名までとする。

4) 前年度の全日本シードドライバーで各部門各クラス1位に認定された者は地方選手権参加は認められない。

第16条 賞典

- 1) クラス1位から6位の者を表彰する。1位～3位JAFメダル・主催者賞 4位～6位 主催者賞
- 2) 但し各クラス参加台数の30%までとする。特別賞としてDEVIL章を授与する。

第17条 競技のタイムスケジュール

- ゲートオープン 6:00 参加確認受付 6:20～7:40 公式車両検査 6:30～8:00
慣熟歩行 7:00～8:10 プリーフィング受付 8:20
ドライバーズプリーフィング 8:30～8:50
慣熟走行 9:00～(予定)
第1ヒート 慣熟走行終了後速やかに開始 第1ヒート終了後コース散水・その後コースオープン
第2ヒート 第1ヒート終了後から60分後
表彰式 第2ヒート終了後30分後(予定)

第18条 スタート

- 1) スタート方法はランニングスタートとする。
- 2) スタート合図は、日章旗を使用する。

第19条 計時

- 1) 計測は競技車両が最初のコントロールラインを横切った時に開始し最終のコントロールラインを横切った時に終了する。
- 2) 計時は自動計測装置を使用し、その計時結果を成績とする。
万一、主自動計測装置が故障した場合は別個の独立した副自動計測装置の計測結果を成績とする。

第20条 信号表示

- 日章旗：スタート合図 赤旗：危険あり直ちに停車せよ 黒旗：ミスコース
黄旗：パイロンタッチ・ダウン 緑旗：コースクリアー チェッカー旗：ゴールイン

第21条 順位の決定

2024年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第30条に従う。

第22条 車両変更

2024年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第25条に従う。

第23条 競技上のペナルティ

- 1) スタート合図後10秒以上経過してもスタートしない場合は、当該ヒートを無効とする。
- 2) コース内パイロンを設定した場合、接触してパイロンが転倒又は移動した場合は1本につき5秒を加算する。
- 3) フィニッシュ後、減速区間が設けられている場合、減速を行わなかった者は5秒を加算する。
- 4) ミスコースと判断された場合及び走行中に他者(オフィシャルを含む)の援助を受けた者は当該ヒートを無効とする。
ミスコースした場合それに気づき直ちに後退、正規のコースに戻った場合を除く。
- 5) コース委員の信号合図を無視した場合、その回の走行は無効となる。

第24条 一般安全規定

- 1) 全ての車両はJAFスピード車両規定に準じた6点式以上のロールバーを義務付ける。
- 2) 全ての車両は前後にけん引装置を備えること。
- 3) 全ての車両は適用車両規則に応じた4点式以上の安全ベルトを義務付ける。
- 4) 競技走行中は運転席側の窓及びサンルーフを全閉しなければならない。競技会場内に限り、運転席側の窓内側にネットを装着することができる。その場合ネットは以下の仕様でなければならず、窓の開閉部をステアリングホイールの中心部まで塞がねばならない。
材質：耐摩耗性のあるもの 帯の最小幅：19mm 網目の最小サイズ：25×25mm
網目の最小サイズ：60×60mm 装着要領：脱着可能であること、ロールバーにネットを装着する場合、ロールバーに加工を施してはならない。取付具を用いて装着する場合、取付具が突起物とならないこと。
- 5) 競技会技術委員長が安全でないと判断した場合、その指示に従わなければならない。
- 6) パドック内での移動は最徐行で運転し、ウォームアップランやブレーキテストを禁止する。
- 7) パドック内に燃料を保管する場合、消防法に適合した金属製の携行缶に保管すること。総量20ℓ以上の燃料を持ち込んではいならない。
- 8) パドック内で給油する場合、粉末消火器(国家検定合格済の薬剤質量3kg以上)を準備すること。
- 9) エンジンの始動中はジャッキアップを禁止する。リジッドラック(通称ウマ)などで固定してのエンジン始動は認められるがラックの足場の安全を確保し、ドライバーあるいはメカニックが同乗する事。
- 10) 競技走行中はヘルメット、安全ベルト、レーシンググローブを着用すること。また、運転席側の窓を全閉にすること。

第25条 車両検査

- 1) ゼッケンは車両検査前までに車両の左右に貼ること。車両検査は指定された時間に受けなくてはならない。また、当該年度のJMRC関東シード選手は指定のシードゼッケンを各自で用意し貼付するものとする。
- 2) 技術委員長は不適当と判断した箇所について修正を命じる事ができる。修正を命じられた車両は修正後に再車検を受けなければならない。
- 3) 車両検査後はタイヤの交換・プラグの交換等の軽微な作業を除き、変更・交換作業は技術委員長の承認を得る事。
- 4) 技術委員長は車両検査時間外であっても必要に応じて車両検査を実施する事ができる。競技終了後に入賞車両の再車検を行う。この場合、分解・組付け・工具・部品等の経費は参加者の負担とする。
- 5) 再車検を拒否した者は失格とする。

第26条 失格規定 次の行為をした場合、参加者及び競技運転者はその競技会を失格とする。

- 1) 競技役員の重要な指示に従わなかった場合
- 2) 不正行為をした場合
- 3) コースアウト等で当人以外の人及び物に損害を与えた場合
- 4) 車両検査後、車両保管までの間に技術委員長の承認を得ずに競技車両を変更・改造した場合
- 5) 競技長の承認を得ずに車両検査後、競技車両を会場外へ出した場合
- 6) 1回目のトライアル中、走行が危険であると判断された車両。尚、これに関する抗議は一切受け付けない。
- 7) 2024年度JAF国内競技車両規則に違反した場合

第27条 抗議

- 1) 参加者及び競技運転者は自分が不当に処遇されていると判断した場合、これに対して抗議することができる。但し、本特別規則書に規定された参加拒否及び審判員の判定に対しての抗議は受け付けられない。
- 2) 抗議を行う時は必ず書面により理由を明記、抗議料として1件につき21,200円を添え競技長に提出しなければならない。
- 3) 競技会審査委員会の裁定結果は、当事者に口頭で伝えられる。
- 3) 抗議料は抗議が成立した場合にのみ返還される。
- 4) 車両の分解検査に要した費用は、その抗議が不成立の場合は抗議提出者、成立した場合には抗議対象者が支払わなければならない。分解検査等に要した費用は技術委員長が算定する。
- 5) コース委員の判定及び計時装置に関する抗議は受け付けない。

第28条 抗議の制限時間

- 1) 技術委員の決定に対する抗議は決定直後に提出すること。
- 2) 競技中の過失又は反則に対する抗議は競技の終了後30分以内とする。
- 3) 競技成績に関する抗議は暫定結果発表後30分以内とする。
- 4) その他の抗議の時間制限はJAF国内競技規則に準拠する。

第29条 損害の補償

- 1) ゲスト、観客、大会関係者の死亡・負傷、及び参加者、競技運転者の参加車両、その付属品が破損・紛失盗難等及び会場の施設・器物を破損させた場合、理由の如何に問わず責任は各自が負わなければならない。
- 2) 参加者、競技運転者、ヘルパー(サービス員を含む)、ゲストはJAF及びオーガナイザー、競技役員が一切の損害補償の責任を免除されていることを了承していなければならない。全ての競技役員は本大会の運営、競技会の役務に最善をつくすことはもちろんであるが、その役務遂行によっておきたものであっても、参加者、競技運転者、ヘルパー(サービス員を含む)ゲスト、観衆(観客)、大会関係者の死亡、負傷、車両損害に対して一切の損害賠償責任を負わないものとする。

第30条 保険

- 1) 競技運転者は本競技会に有効な傷害保険(JMRC共済制度を含む)等に加入すること。

第31条 本規則の解釈及び違反

- 1) 本特別規則及び競技に関する諸規則(公式通知を含む)の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。
- 2) 本特別規則の違反に対する罰則は、競技会審査委員会の決定を最終とする。

第32条 本規則の施行及び記載されていない事項

- 1) 本特別規則書に記載されていない事項については、JAF国内競技規則とその付則及びFIA国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠する。
- 2) 本特別規則書発行後、JAFにおいて決定され公示された事項はすべての規則に優先する。